住宅貸付け等をご利用の皆様へ
年末残高証明書の交付のお知らせ

お問い合わせ☎
経理･貸付班　043-223-4122
互　助　会　043-223-4119

住宅貸付け等を利用している方で、一定の要件に該当する場合、居住を始めてから 10 年間あるいは 15 年間、**住宅借入金等特別控除**が受けられます。
この手続きに必要な「年末残高証明書」を以下のとおり交付しますので、使用時期まで大切に保管して下さい。

発行対象	住宅の新築、購入、増改築、修理又は更地購入のいずれかの理由で住宅貸付け等を借り受けており、償還期間が１０年以上の方	
交付時期	年末調整用	令和２年 11 月上旬
	確定申告用 （令和２年１月～令和２年 12 月までに貸付けを受けた方）	令和３年１月中旬

次に該当する方が年末残高証明書の交付を受けるためには、申請が必要です

① 令和２年１月以降、他の共済組合から借り替えた方　共済組合
② 住宅資金として一般貸付けを借り受けた方　共済組合
③ 申込事由が「土地購入」で、借り受けから住宅の取得が２年以内の方　互 助 会
④ 租税特別措置法第 41 条に該当する土地を購入した方　互 助 会
⑤ 現在まで確定申告をしていない方の、令和元年以前の残高に関するもの　共済組合　互 助 会
⑥ 特別控除の対象となる増改築等 (耐震、バリアフリー、省エネ改修工事) を行った方　共済組合　互 助 会

申請書は「貸付事務の手引き」の様式集をコピーして使用してください。
《共済組合》「一般・住宅貸付金の年末残高証明申請書」（様式第３４号）
※　年末残高証明書を昨年交付されている方は、原則として申請の必要はありません。
《互助会》「住宅貸付金の年末残高証明申請書（互助会用）」
※　互助会用の様式はＨＰに掲載されています。

申請はお早めに
お願いします！！

◆注意点
・住宅借入金等特別控除についての不明点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。
残高証明書を交付された方すべてが控除を受けられるとは限りません。
・令和２年中に完済したもの、また、一部繰上償還(返済)により償還(返済)期間が10年未満となった方は、控除の対象外となります。
・共済組合の住宅貸付けを受けた方で、「完了報告書」・「住宅建築報告書（貸付事由が敷地購入の場合のみ）」が未提出の場合は交付できませんので、忘れずに提出してください。

住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造部分に係る貸付け・教育貸付けを　返済中の皆さまへ

募集期間
令和２年 10 月～ 11 月

団信制度の中途加入募集を行います

年に一度の
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。
「だんしん」と「債務返済支援保険」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万一のために

対象貸付けの借受人のうち、すでに約８割の方が加入されています。
（令和元年度末時点）

だんしん　とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に万一**死亡**したり、**所定の障害状態**となった場合に、**貸付金残高（債務）相当額が保険金として支払われる**制度です。

債務返済支援保険　とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害となった**場合、**毎月の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として３年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は

（例）

だんしん	貸付金残高 500万円の場合	➡	9,600円／年 (800円／月)

＊返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年低減します。
＊保険料充当金は見直される場合があります。

債務返済	平均返済月額 １万円の場合	➡	1,200円／年 (100円／月)

＊保険料充当金は見直される場合があります。

お申込方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「団信制度適用申込書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。
お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先：公立学校共済組合千葉支部　TEL：043-223-4122
●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込むことが必要です。
● 制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページに掲載している「団信制度適用申込の手引（パンフレット）」をご一読ください。